

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」構成団体の長 様  
県内各商工会議所 会頭 様

千葉県商工労働部雇用労働課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたテレワークの取組等について (依頼)

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 1 月 1 9 日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、1 月 2 1 日から 2 月 1 3 日までの間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域 (重点措置区域) として、千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県では、県における対策の内容を別添 1 のとおり報道発表し、全ての事業者等の皆様へ、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務 (テレワーク) の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進していただくようお願いしたところです。

皆様におかれましても、テレワーク等の積極的な活用について、改めて関係団体及び各会員の皆様に御理解、御協力の呼びかけをお願いいたします。

また、感染拡大に伴い小学校や保育所等の休業などが増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業などをした小学校や保育所等に通う子ども等の世話が必要となった労働者に対し、有給の休暇 (労働基準法上の年次有給休暇を除く) を取得させた事業主は、厚生労働省の小学校休業等対応助成金\*の対象となります。この助成金の活用につきましても、改めて周知をお願いいたします。

なお、各経済団体様におかれましては、別添の報道発表資料は、県経済政策課からの通知 (令和 4 年 1 月 1 9 日付け経第 1 0 6 6 号) と重複しますので、当課からの本依頼内容を会員の皆様等に送付していただく際は、別添報道発表資料は割愛しても差し支えありません。

※小学校休業等対応助成金

助成金の対象となる休暇取得の期間が令和 4 年 3 月 3 1 日まで延長されています。

詳細は別添 2 のリーフレットや厚生労働省ホームページを御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班

電話：0 4 3 - 2 2 3 - 2 7 6 7